

深川市農業委員会総会議事録
(第 1 1 回)

令和8年2月27日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 2 2 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁		○
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第11回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和8年2月27日（金）10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 黒田局長・山本係長・宮谷主査・袴田主査・成田主事 |
| 5 書記 | 成田主事 |

黒田局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和7年度第11回深川市農業委員会総会を開催いたします。
本日の総会におきまして板垣委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。明後日から3月になりますが、すでに水稻ハウスをかけた方もいるとのこと。3月はドカ雪が降ることがありますので、降らなければよいなと思っているところです。2月21日に札幌から戻る際、岩見沢では融雪剤を撒いている場所が多く見られました。アメダスで確認したところ、積雪は20cmほどしかないようで、今年は異常に少ないと感じております。深川市でも58cmと、例年より少ない状況です。融雪剤を撒くタイミングも難しく、早く雪が解けると雑草が生えてしまうため、雪が少ない現状で急いで融雪剤を撒く必要はないのではないかと感じております。先日、東京で30cmの降雨があった影響で、一斉に雑草が芽を出したとのことで、北海道でもどうなるのか心配しているところです。

それでは令和7年度第11回総会、よろしくご審議お願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

11番増田委員、12番光富委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を、局長より報告願います。

黒田局長

1月29日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

菊入会長

（1）農政特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。

清水委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

ここで、農業委員会総会を 暫時休憩します。

深川市農業委員会協議会に入ります

（協議会10:07 から10:11まで）

菊入会長

報告が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
袴田主査	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は33件で、番号1番から14番が売買に係るあっせん申し出、番号15番から33番は賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、すべて令和7年2月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第1号を承認いたします。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
山本係長	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法 施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、1番が新法分、2番が旧法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局より説明願います。
山本係長	独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は5件です。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給開始年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第3号を承認します。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。

菊入会長	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局より説明願います。
袴田主査	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は10件で、番号1番、10番は貸主が売買するための解約です。番号2番から4番、8番及び9番は、借主の経営移譲に伴う解約です。番号5番から7番は、借主の法人解散に伴う解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、すべて令和7年2月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。
袴田主査	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は4件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が老齢により経営縮小するもので、経営拡大を図る譲受人に売買するものです。番号2番は、家庭裁判所の選任審判により選任された相続財産清算人が、相続財産の適正な管理処分として行うもので、当該農地を取得し、経営安定を図る譲受人に売買するものです。番号3番は、貸人が期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る借人のに農地を賃貸借するもので、期間は3年です。番号4番は、貸人が後継者となる借人へ経営移譲するため使用貸借するもので、期間は20年です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

袴田主査	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構に対し下記に係る農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、審議をお願いいたします。今月は19件で、番号1番から5番までが売買の案件、番号6番から19番までが賃貸借の案件です。番号1番および2番は、北海道農業公社の農地売買等事業の即売りです。番号1番は、出し手が老齢により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号2番は、出し手の残地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号3番から5番は、北海道農業公社による農地売買等事業の買入れです。出し手の理由としては、番号3番は、老齢により経営縮小をするため処分するものです。番号4番は、期間満了により返還された農地を処分するためです。番号5番は、期間満了により貸付した農地を処分するためです。これら買入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号6番以降は、賃貸借の案件です。番号6番は、北海道農業公社を転貸して、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号7番から10番は全て再設定の案件となります。これら再設定の賃貸借期間等については議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。番号11番は、北海道農業公社を転貸して、出し手が経営合理化を図るため、離れ地である農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号12番および13番は、北海道農業公社を転貸して、出し手が老齢により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です。番号14番から19番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしております。なお、これらの案件につきましては、令和8年3月13日に許可及び公告となる予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号11番で尾崎委員、16番で廣田委員の議事参与を制限します。</p>
菊入会長	<p>それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p>
	<p>(総会終了 10時22分)</p>